

栃木県下野市（しもつけし）

# テレワーク 移住促進 補助金

移住支援金  
100万円と  
併用可能！



栃木県下野市では令和3年4月よりテレワーク移住促進補助金を創設しました。地方への移住に興味のある皆さまを応援します！！

移住元での勤務を継続しながら下野市に移住をした場合、賃貸の家賃を半額（月額上限5万円）補助します！

詳しくは裏面をご覧ください

# 該当要件チェック表✓

□要件1 「東京23区に在住」もしくは「東京圏から東京23区に通勤」していて、移住元の勤務等を継続していること ※東京圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域のことをいいます。

令和3（2021）年4月1日以降に本市に移住した方で以下のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 下野市に住民票を移す直近の10年間のうち、通算5年以上、「東京23区に在住」または「東京圏に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと
- (2) 下野市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、「東京23区内に在住」または「東京圏に在住し、東京23区内への通勤」をしていたこと
- (3) 移住元の勤務を継続していること（テレワーク）

## □要件2 下野市に移住した方

下記3つの要件をすべて満たすこと

- ・令和3（2021）年4月1日以降に下野市に移住したこと
- ・申請時において下野市に転入後3か月以上1年以内であること
- ・下野市に申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること

## □要件3 その他の要件

- ・市の移住定住に関する施策に協力できる者
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていない者
- ・暴力団等の反社会勢力又は反社会勢力と関係を有するものでないこと
- ・日本人である、または外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること

## 支援金の金額・対象期間

家賃から住宅手当等を控除した額に2分の1を乗じて得た金額とし、月額50,000円を上限とする。

対象となる期間は、交付決定のあった日の属する月以後最初に家賃の満額を支払った月から12月間とする

すべてにチェックがついた方は移住促進補助金の対象者です。必要書類のご案内をいたしますので、右記問い合わせにご連絡ください。こちらのHPからも提出書類をダウンロードできます→

市HP



問い合わせ先

栃木県 下野市 笹原26番地

総合政策課 地方創生推進グループ

TEL 0285-32-8886

Mail [sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.shimotsuke.lg.jp)

しもつけしでテレワーク

